

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる教職員は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定により定年退職した者</p> <p>(2) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、前条に規定する対象者が再雇用を希望した場合であって、当該者が就業規則第24条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行う。</p> <p>2 前項の規定は、第6条の規定により任期を更新する場合も同様とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 再雇用の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。</p> <p>(試用期間)</p> <p>第5条 再雇用された教職員（以下「再雇用職員」という。）には、試用期間を設けないものとする。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、教職員等の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定により定年退職した者</p> <p>(2) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> <p>(3) <u>京都大学（以下「本学」という。）からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を定年退職した者</u></p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、前条に規定する対象者が再雇用を希望した場合であって、当該者が就業規則第24条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行う。</p> <p>2 前項の規定は、<u>第6条（第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定により任期を更新する場合も同様とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条の2 <u>再雇用の教職員等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。</u></p> <p>(1) <u>1週間（日曜日から土曜日までとする。次号において同じ。）につき35時間、1日につき7時間の所定労働時間で再雇用される者 再雇用職員</u></p> <p>(2) <u>1週間につき30時間を超えない時間の所定労働時間で再雇用される者 時間再雇用職員</u></p> <p>第2章 再雇用職員</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 再雇用職員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。</p> <p>(試用期間)</p> <p>第5条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。</p> |

| 改 正 前  | 改 正 後   |      |  |   |          |   |          |
|--|---|------|--|---|----------|---|----------|
| <p>(任期の更新)<br/>第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p> <p>(再雇用の上限年齢)<br/>第7条 第4条及び前条に定める任期の末日は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <p>(中 略)<br/>(俸給月額等)<br/>第11条 再雇用職員の俸給月額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>2 給与規程第11条の規定は、再雇用職員には適用しない。<br/>(手当)<br/>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。<br/>(1) <u>通勤手当</u><br/>(2) <u>特殊勤務手当</u><br/>(3) <u>超過勤務手当</u><br/>(4) <u>休日給</u><br/>(5) <u>夜勤手当</u><br/>(6) <u>宿日直手当</u><br/>(7) <u>衛生管理手当</u></p> <p>2 (略)<br/>第13条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項については、次条から第16条までに定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)の定めるところによる。<br/>(所定勤務時間)<br/>第14条 再雇用職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。)につき35時間、1日につき7時間とする。<br/>(始業及び終業の時刻等)<br/>第15条 (略)<br/>(年次休暇)<br/>第16条 (略)<br/>(懲戒)<br/>第17条 (略)<br/>(他の規則等の関係)<br/>第18条 この規程に定めのない再雇用職員の就業に関する事項については、就業規則の定めるところによる。</p> | <p>(任期の更新)<br/>第6条</p> <p>(再雇用の上限年齢)<br/>第7条</p> <p>(俸給月額等)<br/>第11条 再雇用職員の俸給月額は、<u>次の表に掲げる額</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">260,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の額については、従事する業務の内容に応じて決定するものとする。</p> <p>3 給与規程第11条の規定は、再雇用職員には適用しない。<br/>(手当)<br/>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。<br/>(1) <u>特殊勤務手当</u><br/>(2) <u>超過勤務手当</u><br/>(3) <u>休日給</u><br/>(4) <u>夜勤手当</u><br/>(5) <u>宿日直手当</u><br/>(6) <u>衛生管理手当</u></p> <p>2 (同 左)<br/>第13条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項については、次条及び第15条に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)の定めるところによる。<br/>(所定勤務時間)<br/>第14条 (同 左)<br/>(年次休暇)<br/>第15条 (同 左)<br/>(懲戒)<br/>第16条 (同 左)<br/>(他の規則等の関係)<br/>第17条 この章に定めのない再雇用職員の就業に関する事項については、就業規則の定めるところによる。</p> | 俸給月額 |  | A | 210,000円 | B | 260,000円 |
| 俸給月額   |   |      |  |   |          |   |          |
| A  | 210,000円  |      |  |   |          |   |          |
| B  | 260,000円  |      |  |   |          |   |          |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(中 略)</p> <p>附 則(平成25年達示第15号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 改正後の第3条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる生年月日の者のうち同表の右欄に掲げる年齢以上の者の再雇用は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項の規定に基づく労使協定により定められた基準を満たした者に対して行う。</p> | <p><u>第3章 時間再雇用職員</u></p> <p><u>(基本給)</u></p> <p><u>第18条 時間再雇用職員の基本給は、時間給とする。</u></p> <p><u>(時間給の決定)</u></p> <p><u>第19条 時間再雇用職員の時間給は、900円から1,500円の範囲内で、従事する業務の内容に応じて決定するものとする。</u></p> <p><u>(手当)</u></p> <p><u>第20条 時間再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</u></p> <p><u>(1) 特殊勤務手当</u></p> <p><u>(2) 超過勤務手当</u></p> <p><u>(3) 夜勤手当</u></p> <p><u>(4) 宿日直手当</u></p> <p><u>(準用等)</u></p> <p><u>第21条 第4条から第7条までの規定は、時間再雇用職員に準用する。</u></p> <p><u>2 この章に定めるもののほか、時間再雇用職員の労働条件、服務その他就業に関する事項については、国立大学法人京都大学教職員時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)の規定を準用する。</u></p> <p>附 則(平成25年達示第15号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> |

| 改 正 前                              |      | 改 正 後  |      |
|------------------------------------|------|--|------|
| 生年月日                               | 年齢   | 生年月日   | 年齢   |
| 昭和28年4月1日以前                        | 満60歳 | 昭和28年4月1日以前  | 満60歳 |
| 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日                | 満61歳 | 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日  | 満61歳 |
| 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日                | 満62歳 | 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日  | 満62歳 |
| 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日                | 満63歳 | 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日  | 満63歳 |
| 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日                | 満64歳 | 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日  | 満64歳 |
| 2 前項の規定は、第6条の規定により任期を更新する場合も同様とする。 |      | 2 前項の規定は、第6条(第21条第1項において準用する場合を含む。)の規定により任期を更新する場合も同様とする。  |      |
|                                    |      | 附 則  |      |
|                                    |      | (施行期日)   |      |
|                                    |      | 第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。   |      |
|                                    |      | (経過措置)   |      |
|                                    |      | 第2条 この規程の施行の日の前日において再雇用職員として雇用していた者を引き続き再雇用職員として雇用する場合における当該者に係る改正後の第12条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。この場合において、第11条に定める俸給月額は200,000円とする。 |      |